平成２４年（フ）第２１３号
大阪府貝塚市森824番地１棟701号
破産者　園田　由香
1　決定年月日　平成24年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２２８号
熊本市東区長嶺西２丁目８番20―101号
破産者　佐藤　利典
1　決定年月日　平成24年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２１号
北海道旭川市豊岡８条５丁目６番４号
破産者　恩田　里士
1　決定年月日　平成24年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４４号
北海道旭川市東３条８丁目２番11号　樋口ＭＳ―Ｇ棟203号室
破産者　仙波　和也
1　決定年月日　平成24年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２８４号
青森市金沢５丁目14番20号　能登美年方、住民票上の住所青森市大字荒川字藤戸108番地20
破産者　白鳥婦美子
1　決定年月日　平成24年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５１９号
神奈川県小田原市小台382―１、破産手続開始決定時の住所神奈川県小田原市栄町３丁目17番１―502号　フラット171
破産者　多賀　　永
1　決定年月日　平成24年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２１３号
神奈川県愛甲郡愛川町角田622番地の33
破産者　大方　和久
1　決定年月日　平成24年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２０号
山梨県都留市法能404番地24
破産者　山田　　稔
1　決定年月日　平成24年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第２２０号
静岡市駿河区谷田10番29号
破産者　杉山　三男
1　決定年月日　平成24年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８号
静岡県袋井市堀越５丁目16番地の６　オレンジハウスＢ101号室、旧住所静岡県掛川市青葉台20番７号　ダイアパレス掛川506号
破産者　石井　幸雄
1　決定年月日　平成24年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２４年（フ）第１４６号
奈良県磯城郡田原本町八尾584―５　メゾン良306号室、開始決定時の住所奈良県桜井市大字谷153番地の20
破産者　三ツ井　昭
1　決定年月日　平成24年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３８号
広島県呉市蒲刈町田戸1949番地
破産者　川本ミチ子
1　決定年月日　平成24年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第４８号
台湾国台南市東区勝利路12港113号、住民票上の住所山口県周南市大字大河内903番地の25
破産者　牧山　吉孝
1　決定年月日　平成24年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第１７８号
大分市大字津守385番地の３　サザンブライト津守603
破産者　横田　常子
1　決定年月日　平成24年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３１７号
大分市大字東明野1389番地の56　グリーンリーブス103
破産者　橋本　　堅
1　決定年月日　平成24年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３３２号
大分市大字光吉2114番地の11　市営２Ａ８―116
破産者　和田　美香
1　決定年月日　平成24年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４２５号
大分県杵築市大字杵築762番地13　ＫＩハウス101、開始決定時の住所大分県別府市汐見町８番18号
破産者　松田　　清
1　決定年月日　平成24年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４２７号
大分市大字津守828番地の３　ひなたぼっこ、開始決定時の住所大分県別府市汐見町８番18号
破産者　松田　　仁
1　決定年月日　平成24年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係